

2024年11月28日

各位

旭川信用金庫

### 各種預金規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫は、2025年1月6日より各種預金規定を改定いたします。改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、改定する規定および改定の内容をお知らせいたします。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (3) 定期性総合口座規定
- (4) 普通預金規定
- (5) 貯蓄預金規定
- (6) 納税準備預金規定
- (7) 定期預金共通規定
- (8) 定期積金規定

#### 2. 主な改定の内容

- (1) 未利用口座管理手数料の徴求を免除させていただきお客さまのお取引から、生命保険および損害保険取引を除外させていただきことから、記載を削除いたします。

ただし、2025年中に当手数料をお引き落としさせていただく際は、生命保険および損害保険のお取引のあるお客さまについても対象外とさせていただきますので、2026年1月お引き落とし分以降から変更となります。

普通預金規定（これ以外の規定も同様に改定します）

変更後	変更前
17.（未利用口座および未利用口座管理手数料） (1)（省略） (2) 未利用口座管理手数料 ①～⑥（省略） ⑦ 第3号にかかわらず、第1項で未利用口座と判定した口座が次のいずれかに該当する場合は、第2号の通知を発信せず、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。 ア. 未利用口座の残高が10,000円以上の場合。 イ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、	17.（未利用口座および未利用口座管理手数料） (1)（省略） (2) 未利用口座管理手数料 ①～⑥（省略） ⑦ 第3号にかかわらず、第1項で未利用口座と判定した口座が次のいずれかに該当する場合は、第2号の通知を発信せず、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。 ア. 未利用口座の残高が10,000円以上の場合。 イ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、

変更後	変更前
定期性預金、国債、投資信託、 <u>(削除)</u> 出資等の取引がある場合。 ウ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、融資取引がある場合。 18. ～20. (省略)	定期性預金、国債、投資信託、 <u>生命保険、損害保険、</u> 出資等の取引がある場合。 ウ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、融資取引がある場合。 18. ～20. (省略)

改定する規定は下記のとおりです。

当座勘定規定	当座勘定規定（専用約束手形口用）
定期性総合口座規定	普通預金規定
貯蓄預金規定	納税準備預金規定

(2) 専用のタブレット端末を使用したタブレット窓口受付システムを一部の店舗にて取り扱い開始させていただいております。タブレット窓口受付システムでは、届け出の印章の押印ではなく、普通預金等のキャッシュカードに登録された暗証番号の入力によりご本人さまによるお手続きであることを確認しております。これら取り扱いの開始にとまない、当金庫の免責事項についての記載を追加いたします。

①普通預金規定（これ以外の規定も同様に改定します）

変更後	変更前
9. (印鑑照合等) (1) (省略) <u>(2) 前項に定める押印は、キャッシュカード暗証番号の入力によってこれに替えることができます。この場合、暗証番号の一致をもって本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。)</u> <u>(3) 第1項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</u> <u>(4) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第16条により補てんを請求することができます。</u> 10. ～15. (省略) 16. (盗難通帳による払い戻し等) (1) (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫の通知することができないやむを得ない	9. (印鑑照合等) (1) (省略) <u>(追加)</u>  <u>(2) 前項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</u> <u>(3) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第16条により補てんを請求することができます。</u> 10. ～15. (省略) 16. (盗難通帳による払い戻し等) (1) (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫の通知することができないやむを得ない

変更後	変更前
<p>事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第9条第1項ないし第3項にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第9条第1項および第2項にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(以下省略)</p>

改定する規定は下記のとおりです。

定期性総合口座規定	普通預金規定
貯蓄預金規定	

## ②定期預金共通規定

変更後	変更前
<p>8. (印鑑照合等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>(2) 前項に定める押印は、定期預金の取引店と同一店舗において開設している普通預金または貯蓄預金キャッシュカード暗証番号の入力によってこれに替えることができます。この場合、暗証番号の一致をもって本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</u></p> <p><u>(3) 第1項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</u></p> <p><u>(4) 預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第12条により補てんを請求することができます。</u></p> <p>9. ~11. (省略)</p> <p>12. (盗難通帳・証書を用いた解約または書替継続による払い戻し等)</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>8. (印鑑照合(追加))</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) 前項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</u></p> <p><u>(3) 預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第12条により補てんを請求することができます。</u></p> <p>9. ~11. (省略)</p> <p>12. (盗難通帳・証書を用いた解約または書替継続による払い戻し等)</p> <p>(1) (省略)</p>

変更後	変更前
<p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を第8条第1項ないし第3項にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除きます。）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を第8条第1項および第2項にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除きます。）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>（以下省略）</p>

### ③定期積金規定

変更後	変更前
<p>12.（印鑑照合等）</p> <p>(1)（省略）</p> <p><u>(2) 前項に定める押印は、定期積金の取引店と同一店舗において開設している普通預金または貯蓄預金キャッシュカード暗証番号の入力によってこれに替えることができます。この場合、暗証番号の一致をもって本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</u></p> <p><u>(3) 第1項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</u></p> <p>(4) 積金契約者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な解約による払い戻しの額について、第16条により補てんを請求することができます。</p> <p>13. ～15.（省略）</p> <p>16.（盗難証書・通帳を用いた解約による払い戻し等）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが</p>	<p>12.（印鑑照合（追加））</p> <p>(1)（省略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>(2) 前項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</u></p> <p><u>(3) 積金契約者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な解約による払い戻しの額について、第16条により補てんを請求することができます。</u></p> <p>13. ～15.（省略）</p> <p>16.（盗難証書・通帳を用いた解約による払い戻し等）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが</p>

変更後	変更前
<p>積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を第12条第1項ないし第3項にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび積金契約者に過失（重過失を除きます。）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を第12条第1項および第2項にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび積金契約者に過失（重過失を除きます。）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>（以下省略）</p>

以 上